

○山陽小野田市議会委員会条例

平成17年4月11日

条例第209号

改正 平成17年5月24日条例第211号

平成17年6月29日条例第217号

平成17年8月29日条例第222号

平成17年10月26日条例第225号

平成18年3月2日条例第2号

平成18年5月26日条例第29号

平成19年2月28日条例第1号

平成19年5月22日条例第18号

平成19年10月29日条例第34号

平成20年2月29日条例第1号

平成20年10月9日条例第32号

平成21年5月18日条例第20号

平成21年7月13日条例第22号

平成21年11月5日条例第37号

平成22年5月17日条例第17号

平成24年3月30日条例第26号

平成25年2月22日条例第1号

平成25年9月27日条例第30号

平成26年2月25日条例第1号

平成28年2月22日条例第1号

平成29年5月30日条例第13号

平成29年6月30日条例第17号

平成29年9月20日条例第19号

平成30年2月20日条例第1号

令和2年3月31日条例第1号

令和2年4月24日条例第61号

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし、議長は、常任委員とならないことができる。

2 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。

(1) 総務文教常任委員会 8人

総務部の所管に属する事項  
企画部の所管に属する事項  
監理室の所管に属する事項  
大学推進室の所管に属する事項  
教育委員会の所管に属する事項  
他の委員会に属せざる事項

(2) 民生福祉常任委員会 7人

市民部の所管に属する事項  
福祉部の所管に属する事項  
病院局の所管に属する事項

(3) 産業建設常任委員会 7人

経済部の所管に属する事項  
建設部の所管に属する事項  
水道局の所管に属する事項  
農業委員会の所管に属する事項

(4) 一般会計予算決算常任委員会 21人

一般会計の予算及び決算に関する事項

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員会の設置)

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

- 2 議会運営委員会の委員の定数は、8人以内とする。
- 3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。

(特別委員会の設置等)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

- 2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。
- 3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)

第7条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第1項の規定にかかわらず、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

- 2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、9人とする。

(委員の選任)

第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長は、会議に諮らないで指名することができる。

- 2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。
- 3 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。
- 4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の例による。

(委員長及び副委員長)

第9条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにならないときの互選)

第10条 委員長及び副委員長がともにならないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の議事整理権及び秩序保持権)

第11条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第12条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長にともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長及び副委員長の辞任)

第13条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(委員の辞任)

第14条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(招集)

第15条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査し、又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第17条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(会議の公開)

第19条 委員会の会議は、原則としてこれを公開する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

3 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(秘密会)

第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いずに委員会で諮って決める。

(出席説明の要求)

第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号）、山陽小野田市議会会議規則（平成17年山陽小野田市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手続)

第23条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第26条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第27条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第29条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、前3条の規定を準用する。

(記録)

第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印をしなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(会議規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年5月24日条例第211号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年6月29日条例第217号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年8月29日条例第222号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年10月26日条例第225号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月2日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年5月26日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の山陽小野田市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による総務文教常任委員会、

民生福祉常任委員会又は産業経済常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の山陽小野田市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による総務文教常任委員会、民生福祉常任委員会又は環境経済常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による総務文教常任委員会、民生福祉常任委員会又は産業経済常任委員会の委員の残任期間とする。

- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定による総務文教常任委員会、民生福祉常任委員会又は産業経済常任委員会において継続審査中の事件については、それぞれ、改正後の条例の規定による総務文教常任委員会、民生福祉常任委員会又は環境経済常任委員会に付議されたものとみなす。

附 則（平成19年2月28日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年5月22日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の山陽小野田市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による総務文教常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、この条例による改正後の山陽小野田市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による総務文教常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による総務文教常任委員会の委員の残任期間とする。

- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定による総務文教常任委員会において継続審査中の事件については、改正後の条例の規定による総務文教常任委員会に付議されたものとみなす。

附 則（平成19年10月29日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月29日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年10月9日条例第32号）

この条例は、次の一般選挙により選出された議員の任期開始の日から施行する。

附 則（平成21年5月18日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年7月13日条例第22号）

この条例は、次の一般選挙により選出された議員の任期開始の日から施行する。

附 則（平成21年11月5日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年5月17日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の山陽小野田市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による総務文教常任委員会、民生福祉常任委員会又は建設経済常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の山陽小野田市議会委員会条例の規定による総務文教常任委員会、民生福祉常任委員会又は産業建設常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による総務文教常任委員会、民生福祉常任委員会又は建設経済常任委員会の委員の残任期間とする。

附 則（平成24年3月30日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の山陽小野田市議会委員

会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による総務文教常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の山陽小野田市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による総務文教常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による総務文教常任委員会の委員の残任期間とする。

- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定による総務文教常任委員会において継続審査中の事件については、改正後の条例の規定による総務文教常任委員会に付議されたものとみなす。

附 則（平成 25 年 2 月 22 日条例第 1 号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書の政令で定める日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 27 日条例第 30 号）

この条例は、平成 25 年 10 月 10 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 25 日条例第 1 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 22 日条例第 1 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 5 月 30 日条例第 13 号）

この条例は、平成 29 年 5 月 31 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 30 日条例第 17 号）

この条例は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 20 日条例第 19 号）

この条例は、平成 29 年 10 月 10 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 20 日条例第 1 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の山陽小野田市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の山陽小野田市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任委員会において継続審査中の事件については、改正後の条例の規定による総務文教常任委員会又は民生福祉常任委員会に付議されたものとみなす。

附 則（令和2年4月24日条例第61号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月15日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。